

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終	点	
議第 1 1 3 号	榆木 3 丁目	北区榆木 3 丁目 1 4 1 8 番 9	地先	
	第 1 4 号線	北区榆木 3 丁目 1 4 1 8 番 1 6	地先	
議第 1 1 4 号	榆木 6 丁目	北区榆木 6 丁目 2 1 5 5 番 7 8	地先	
	第 3 号線	北区榆木 6 丁目 2 1 5 5 番 1 7	地先	
議第 1 1 5 号	榆木 6 丁目	北区榆木 6 丁目 2 1 5 5 番 8 2	地先	
	第 4 号線	北区榆木 6 丁目 2 1 5 5 番 7 6	地先	
議第 1 1 6 号	高平 2 丁目	北区高平 2 丁目 4 3 6 番 5	地先	
	第 3 2 号線	北区高平 2 丁目 4 3 6 番 9	地先	
議第 1 1 7 号	御幸笛田 3 丁目	南区御幸笛田 3 丁目 1 2 2 8 番 1 0	地先	
	第 9 号線	南区御幸笛田 3 丁目 1 2 2 8 番 4	地先	
議第 1 1 8 号	上代 3 丁目	西区上代 3 丁目 7 5 1 番 2	地先	
	第 2 号線	西区上代 3 丁目 7 5 1 番 6	地先	
議第 1 1 9 号	楠野町	北区楠野町 5 1 6 番 1 3	地先	
	第 1 9 号線	北区楠野町 5 1 6 番 3	地先	
議第 1 2 0 号	下硯川町	北区下硯川町 1 8 8 1 番 1	地先	
	第 4 1 号線	北区下硯川町 1 8 8 2 番 1	地先	
議第 1 2 1 号	護藤町	南区護藤町 1 2 7 4 番 2	地先	
	第 4 5 号線	南区護藤町 1 2 2 5 番 1 1	地先	
議第 1 2 2 号	護藤町	南区護藤町 1 2 2 5 番 5	地先	
	第 4 6 号線	南区護藤町 1 2 2 5 番 7	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第123号	砂原町	南区砂原町575番7	地先	
	第14号線	南区砂原町560番2	地先	
議第124号	八分字町	南区八分字町3342番8	地先	
	第36号線	南区八分字町3342番3	地先	
議第125号	古閑	南区富合町古閑841番3	地先	
	第12号線	南区富合町古閑837番15	地先	
議第126号	釈迦堂	南区富合町釈迦堂606番	地先	
	第12号線	南区富合町釈迦堂634番11	地先	
議第127号	島田	南区城南町島田101番2	地先	
	第15号線	南区城南町島田101番5	地先	
議第128号	滴水	北区植木町滴水1699番18	地先	
	第43号線	北区植木町滴水1699番20	地先	
議第129号	今吉野	南区城南町今吉野767番2	地先	
	第22号線	南区城南町今吉野762番10	地先	
議第130号	島崎6丁目	西区島崎6丁目564番3	地先	
	第14号線	西区島崎6丁目452番5	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 払下げ